

### 3 愛知県・名古屋市での節水努力の呼びかけ

土地水資源課  
産業立地通商課  
農地計画課  
水道計画課  
水道事業課

## 【愛知県・名古屋市での節水努力の呼びかけ】

### ○ 広報活動のとりまとめ

愛知県では、平成 30 年度に次のとおり「水の大切さ」や「節水」等呼びかける広報活動を行った。

#### 愛知県における節水PR等に関する取組状況について

部 局 名	取 組 内 容	備 考
振興部 土地水資源課	○ホームページで節水型社会の形成に向けてのPR	⇒資料①
	○節水ステッカーによる節水の啓発	⇒資料②
産業労働部 産業立地通商課	○「工業用水施策のあらまし」ホームページ掲載	⇒資料③
農林水産部 農地計画課	○「あいちの農業用水展」開催	⇒資料④
	○豊川用水通水 50 周年記念「通水の日」イベントを開催	⇒資料⑤
	○豊川用水通水 50 周年記念式典を開催	⇒資料⑥
企業庁 水道計画課 水道事業課	○パンフレット・パネル展示等による節水の啓発	⇒資料⑦
	○水道週間の各イベントにおける節水の啓発	⇒資料⑧
	○小学 4 年生を対象とした出張講座	⇒資料⑨
	○ホームページに水源状況の掲載	⇒資料⑩
	○水道事務所における水源状況の掲示	⇒資料⑪



[ホーム](#) > [組織でさがす](#) > [土地水資源課](#) > 第40回「全日本中学生水の作文コンクール」愛知県表彰 受賞作文

## 第40回「全日本中学生水の作文コンクール」愛知県表彰 受賞作文

掲載日：2018年7月25日更新

第40回「全日本中学生水の作文コンクール」愛知県表彰の受賞作文です。

最優秀賞及び優秀賞については、題名をクリックすると、作文の全文をご覧になることができます。

(敬称略・賞区分ごとに50音順)

### 最優秀賞（1編）

- [『大切な水』](#)

常滑市立青海中学校 1年 浅井 郁帆

### 優秀賞（4編）

- [『生き物の友達』](#)

常滑市立南陵中学校 3年 岩田 彩美

- [『飲水思源』](#)

長久手市立長久手中学校 3年 川瀬 幸実

- [『水道水が手元に届くまで』](#)

扶桑町立扶桑中学校 1年 真野 聡真

- [『豊川の清掃活動から水について考える』](#)

豊橋市立章南中学校 3年 渡辺 風花

### 入選（2編）

- [『水の大切さ』](#)

常滑市立南陵中学校 1年 加藤 哩晟

- [『水が変わると環境も変わる』](#)

あま市立碁目寺中学校 1年 鈴木 晃河

#### 関連コンテンツ

- 第39回「全日本中学生水の作文コンクール」愛知県表彰 受賞作文
  - [第39回「全日本中学生水の作文コンクール」愛知県表彰 最優秀賞 『雨乞いの精神を忘れずに』](#)

- [第39回「全日本中学生水の作文コンクール」愛知県表彰 優秀賞 『生活と水』](#)
- [第39回「全日本中学生水の作文コンクール」愛知県表彰 優秀賞 『世界の水資源』](#)
- [第39回「全日本中学生水の作文コンクール」愛知県表彰 優秀賞 『生命を結なく水』](#)
- [第39回「全日本中学生水の作文コンクール」愛知県表彰 優秀賞 『健やかな森が育む水資源』](#)

[「水の日」「水の週間」のページへ](#)

[土地水資源課のトップページへ](#)

## 問合せ

愛知県 振興部 土地水資源課  
企画・調整グループ  
電話：052-954-6118(ダイヤルイン)  
E-mail: tochimizu@pref.aichi.lg.jp

[一つ前のページに戻る](#)   [このページのトップへ](#)

[このホームページについて](#)

[個人情報の取扱い](#)

[免責事項・リンク](#)

[RSS配信](#)

 シェアする

 ツイート

 LINEで送る

[ソーシャルメディア一覧へ](#)

## 愛知県

県庁住所：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 [（県庁舎へのアクセスはこちら）](#)

代表電話：052-961-2111 [（県機関の連絡先はこちら）](#)

開庁時間：午前8時45分～午後5時30分（土日祝日・12月29日～1月3日を除く）※開庁時間の異なる組織、施設があります。

法人番号：1000020230006

Copyright (C) Aichi Prefecture. All rights reserved.

## 第40回「全日本中学生水の作文コンクール」愛知県表彰 最優秀賞 『大切な水』

掲載日：2018年7月25日更

『大切な水』 常滑市立青海中学校 1年 浅井 郁帆（あさい かほ）

私たちは、ふだんの生活で、たくさんの水をなにげなく使っています。

例えば、飲む水はもちろん、お風呂の水や洗たくに使う水、洗い物で水を使っています。

また、トイレの水や、手を洗う時にも使っていて、私たちの生活には、たくさんの水がかかせないのです。

水を使うことによって、きれいになるものがあり、清潔で充実したくらしをすることができていると思います。また、農業などをする時にも、大量の水を使っていると思います。だから、水はいろいろなことに使えるため、とても便利だと思います。

水があると、とても便利だけど、水がないとどうなるのでしょうか。私は、お風呂に入れなくなり、清潔さが保たれなくなったり、汗をかいたり、汚れたりした服が、きれいにならなくなったりと、あたり前だったことがあたり前ではなく、貴重なことになり、今とは逆の、不便なくらしになってしまうと思います。また、飲み物も減ってしまい、こまめに水分補給をしないと、健康な体をいじできないと思います。

日本では、いつでもきれいな水を、安心して使えていると思います。ですが、世界全体で考えてみると、どの国も、日本のように、きれいな水が使えているのでしょうか。

現在、世界の約7億人が水不足の状況で生活しています。不衛生な水しか得られないことで、毎日、4,900人の子どもたちが亡くなっています。

このように、世界にはきれいな水ときたない水があります。では、きれいな水が使えるのは、なぜなのでしょう。それは、ダムを作る人や、水を送る人、水をきれいに保つ人など、いろいろな人々の努力があつてのことなのです。また、ダムのある町、村の人々の理解と協力のおかげで水が届くのです。

今、世界では、水不足のえいきょうで、国際紛争や、食糧危機が起こっているようです。

水をめぐって、リオグランデ川で、アメリカとメキシコが、インダス川では、インドとパキスタンなど、すでに紛争が起きています。

水不足の原因は、豊かな生活を支えるために水の使用量が急増したことが最も大きな要因なのです。消費量を、50年前と比べてみると、3倍増加しています。

水不足から、食糧危機も招くそうです。

小麦などの穀物の栽培には、大量の水が必要です。農業をするためにも、水が必要なため、水不足になることは、食糧不足へとつながるのです。

地球は、「水の惑星」といわれていますが、地球上にある水のうち、人類が使えるのは、わずか0.01%なのです。

0.01%しかないからこそ、水をムダにしてはいけなく、大切にしなければいけないのです。

水を大切にすると、どのようなことをすれば良いのでしょうか。

私は、水のムダ使いを少しでも減らすために、一人一人が節水を心がけると良いと思います。

例えば、水道のじゃぐちをしっかりと止める、お風呂に入っている時、シャワーはこまめに止めるなどをすれば良いと思います。また、家事などでは、洗い物をする時、油よごれのはふき取ってから洗ったり、洗たくをする時、お風呂の水を使ったりするなど、1日の生活の中で、できることはたくさんあります。

私はこれまで、水は生活の中でたくさん使えるから便利だなあと考えていました。その便利さだけしか考えていなくて、ムダ使いもたくさんしてしまったと思います。でも、水は資源であり、無尽蔵にあるものではないと分かったので、小さなことからでも、節水を心がけ、水を大切にしていきたいです。

[受賞作文のページへ](#)

[土地水資源課のトップページへ](#)

## 問合せ

愛知県 振興部 土地水資源課

企画・調整グループ

電話：052-954-6118(ダイヤルイン)

E-mail: tochimizu@pref.aichi.lg.jp

[一つ前のページに戻る](#)

[このページのトップ](#)

[このホームページについて](#)

[個人情報の取扱い](#)

[免責事項・リンク](#)

[RSS配信](#)

 シェアする

 ツイート

 LINEで送る

[ソーシャルメディア一覧へ](#)

## 愛知県

県庁住所：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 [（県庁舎へのアクセスはこちら）](#)

代表電話：052-961-2111 [（県機関の連絡先はこちら）](#)

開庁時間：午前8時45分～午後5時30分（土日祝日・12月29日～1月3日を除く）※開庁時間の異なる組織、施設があります。

法人番号：1000020230006

Copyright (C) Aichi Prefecture. All rights reserved.

## 第40回「全日本中学生水の作文コンクール」愛知県表彰 優秀賞 『生き物の友達』

掲載日：2018年7月25日更

『生き物の友達』 常滑市立南陵中学校 3年 岩田 彩美（いわた あやみ）

「水」という言葉は、生活の中でよく耳にする人が多いでしょう。なぜなら、水は私たちの生活に密着しているからです。例えば料理・洗濯、風呂・トイレなどで使用します。しかし、水は資源なので限りがあります。私たちはどのようにして、水と関わってあげられるのでしょうか。そして、どうしたら水を工夫して使っていけるのでしょうか。

私はこんな体験をしたことがあります。小学5年生の時、総合でバケツ稲を育てました。しかし夏の暑い日に、水やりを忘れて稲を枯らしそうになりました。枯れそうな稲は、人間の脱水症状と似ていて、植物でも人間でも、水がないと同じような異変が現れることを知りました。しかし植物と人間では、違うところもあります。水のとり方です。人間は自分で動いて飲みに行けますが、植物はそうすることができません。私みたいに水やりを忘れる人がいると、植物は困ってしまいます。水やりを忘れられた植物の気持ちは、苦しみや悲しみだと思います。苦しくなるくらい、水はなくてはならない物だと考えたからです。私はこの体験を通して、改めて水の大切さ、水の力を感じました。そして、生き物が生きていくにはやはり、水が必要不可欠であることを実感しました。生き物の状態をあやつる水の力は、本当に大きいものだと思います。実際に、枯れかけていたバケツ稲も、水の力で元気になりました。

さまざまな形で生活と密着している水ですが、水も石油などと同じように「資源」の一つです。資源ということは、使える量が限られています。地球は水の惑星とも言われます。しかし、水の惑星の「水」が指しているのはほとんど海水なのです。細かく表すと、私たちが生活に使える水は、1/100パーセントのみです。私は、初めてこの事実を知ったとき、1パーセントしか使えないなんてうそだと思いました。私の周りには、水がありふれているからです。でも、使用できる水が1パーセントなら、その水を工夫して使っていくしかありません。工夫して使う例として、節水が挙げられます。

私の家のトイレは、半年ほど前まで、節水機能がついていないものでした。私は水のことなど考えずに、節水トイレに変える必要はないと思っていました。トイレを買い替えるには、お金がかかるからです。その時はまだ、節水トイレの良さに気づいていなかったのも、変える必要がないと思っていた理由です。でもある日、トイレが水もれを起こしていることが判明しました。水もれをするトイレでは、使用できません。そこで、節水トイレに取り替えることになりました。節水トイレに替えて、驚きました。何に驚いたかと言うと、水のレバーを引いたときに流れる、水の量です。今までと比べると、とても少なく感じました。どのくらい節水されているのか気になって、父に聞いてみると、「前のトイレの4割節水されているよ。」と言っていました。私は節水されている量が、想像以上に多いことを知ってうれしかったです。「節水」できる製品が、作られているということは、人々の節水に対する意識が高まってきていることだと思います。他にも節水製品には、節水シャワー、節水洗濯機などがあります。節水できる製品を使った生活は、今日からでも始めることができると思います。限りある水を大切に利用するために、節水を意識していくべきだと私は考えます。そうすれば、除々に水を工夫して使えるようになると思います。

今回水について考えて、生き物は水と友達のように関わっていくと良い、と感じるようになりました。友達を大切にするように、資源である水を大切に使用する＝節水することが大事だと思います。水がどれくらい生活に欠かせない大切なものかは、誰でも分かっていることだと思います。友達の水を大切に。

[受賞作文のページへ](#)[土地水資源課のトップページへ](#)

### 問合せ

愛知県 振興部 土地水資源課

企画・調整グループ

電話：052-954-6118(ダイヤルイン)

E-mail: tochimizu@pref.aichi.lg.jp

 シェアする

 ツイート

 LINEで送る

[ソーシャルメディア一覧へ](#)

## 愛知県

県庁住所：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 [（県庁舎へのアクセスはこちら）](#)

代表電話：052-961-2111 [（県機関の連絡先はこちら）](#)

開庁時間：午前8時45分～午後5時30分（土日祝日・12月29日～1月3日を除く）※開庁時間の異なる組織、施設があります。

法人番号：1000020230006

Copyright (C) Aichi Prefecture. All rights reserved.

## 第40回「全日本中学生水の作文コンクール」愛知県表彰 優秀賞 『飲水思源』

掲載日：2018年7月25日更

『飲水思源』 長久手市立長久手中学校 3年 川瀬 幸実（かわせ ともみ）

「水」と聞いて、パッと頭に浮かんだのは「水は命の源」という言葉です。人は、水無しでは5日も生きていけません。そう思いながら、私が生まれた時の母の話を思い出しました。

「赤ちゃんが生まれてすぐ、カンガルーケアをしたんだよ。助産師さんが取り上げた赤ちゃんをお母さんのお腹の上に乗せてくれて体温が下がらないように、抱きしめていたのだけれど、ズリズリと這い上がってきて、滲み出る母乳をコクコクと飲んだの。本能だと思っわ。」

人は、生まれながらにして水を求めているのだな、胎児は子宮の中で羊水に守られ、羊水を飲んで成長するし、人と水はとても深く関係していると感じた私は、身近にあり、普段当たり前のように使っている水道水に目を向けました。

川の水やダムの水は、浄水場へ送られています。そこで、人間の体に有害な物質やウイルス、大腸菌などの菌が取り除かれ、安全な水が作られて、配水管を通して各家庭へと運ばれます。蛇口をひねり、水道水を口にしても害がなく、安心して水を使用できるのは、他国と比べ、日本では水に関する基準が、厳しく設定されているからです。

水源である川の水、その元は雨水や雪解け水です。太陽が照り、海や陸から水分が蒸発し、発生した水蒸気が冷やされて、雲ができます。そこから降った雨や雪は、川になったり地下水となったりして、海に戻ります。雨や雪の一部は、木々や植物が根から吸い上げ日光を浴びて、葉の裏で蒸散が行われ、雨を降らせます。また、葉の裏では植物にとって大切な光合成が行われます。この時、水が使用されます。光合成によって作られた栄養素は、組織を通して植物全体へと行き渡り、根まで届きます。

人間の体の約50～75パーセントは、水でできています。細胞外液である血液やリンパ液は、体内を循環し、酸素や栄養、ホルモンを運び老廃物を体の外へ運び出し、腎臓では血中の不要物を多量の水とともにろ過し必要な水分を再吸収します。水の循環、それは全ての命の営みといえます。

今、私が暮らす日本では、当然のように水道水があり、不自由なく使えます。しかしこの環境は、決して当たり前ではありません。世界に目を向けてみると、飲み水を確保するのが難しく、何時間もかけて水を汲み取りにいかねばならない国、濁った川の水で体を洗う人々がいる国、上下水道の整備がされていない国が、現実としてあるからです。その為、日本では考えられない病気に感染し、5才まで生きられない子供が多くいること、中毒を発症する人がいることに、私は言葉にできない程のショックを受けました。そして日常生活できれいな水を使える事、その水を作る為に携わっている多くの人々に感謝をし、歯磨きやシャワーの時に水を流したままにせず、水の無駄使いを止め、大切にしようと思いました。

中国には「飲水思源」という言葉があります。基本を忘れないという、戒めの言葉です。訓読みでは、「水を飲みて源を思う。」となります。言葉通り、私達は大自然の恵みに感謝することを忘れてはいけません。「水は命の源」なのですから。

[受賞作文のページへ](#)[土地水資源課のトップページへ](#)

### 問合せ

愛知県 振興部 土地水資源課

企画・調整グループ

電話：052-954-6118(ダイヤルイン)

E-mail: tochimizu@pref.aichi.lg.jp



シェアする



ツイート



LINEで送る

ソーシャルメディア一覧へ

## 愛知県

県庁住所：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（[県庁舎へのアクセスはこちら](#)）

代表電話：052-961-2111（[県機関の連絡先はこちら](#)）

開庁時間：午前8時45分～午後5時30分（土日祝日・12月29日～1月3日を除く）※開庁時間の異なる組織、施設があります。

法人番号：1000020230006

Copyright (C) Aichi Prefecture. All rights reserved.

[ホーム](#) > [組織でさがす](#) > [土地水資源課](#) > 第40回「全日本中学生水の作文コンクール」愛知県表彰 優秀賞 『水道水が手元に届くまで』

## 第40回「全日本中学生水の作文コンクール」愛知県表彰 優秀賞 『水道水が手元に届くまで』

掲載日：2018年7月25日更

『水道水が手元に届くまで』 扶桑町立扶桑中学校 1年 真野 聡真（まの そうま）

僕は、水が大好きです。喉がかわいた時は、さっとコップを手にとり、水道水を口にします。蛇口をひねれば水が出る。そんな当たり前に見える生活を送っていました。

ある日、その水について疑問がうかびました。

「この水、どこからどうやってきているのだろうか？」

と思った僕は、自分の地域に水が届くまでを調べ、施設の見学をしに岐阜県八百津町の丸山ダムと愛知県犬山浄水場を訪れました。

丸山ダムは、直接愛知用水とは関わりを持ちませんが、木曽川の下流域を守る大事な役割を担っています。まず僕は、管理所の方に連れられ、慰霊碑を訪れました。100メートル級であるダム建設に、犠牲者が出ていたようです。安心して人々が生活できるように、安心して僕達の手元に水が届くようにするために、大切な命を落としている人がいることを知り、胸が痛くなりました。僕は、慰霊碑に手を合わせました。

又、丸山ダムや下流域に建築が計画されている新丸山ダムの建築により、やむを得ず、立ち退きをしなければいけない人達がいることも知りました。多くの人々の生活のために、故郷を離れた人達の思いを考えると、複雑な胸中でした。僕のおじいちゃんも、八百津の山を、ダム建築のために売っていました。

「山を売ってしまったのはもったいなかったな」

と話していました。

そんな人達の思いを一切無駄にはせず、日々ダムは、多くの人々のためにフル稼働しています。見学時も、ゲートが一門放流され、管理所では様々な機械で、様々な事を加味しながら、操作が行われていました。

そして、たくさんの人の想いがつまった水は、木曽川を下り、同町の兼山取水口により愛知用水へと入ってきます。水道水として生まれ変わるため、浄水場できれいな水にします。今回は、犬山浄水場を見学させていただきました。場内には、巨大な沈でん池やろ過池、浄水池など、とにかくでっかい設備がたくさんあります。それもそのはず、1日で約344,300立方メートルの水を給水できるのです。管理所では、場内の様子を一目で見ることができるのです。無数の機械であらゆる設備を操っています。

そんな浄水場では水質管理を欠かしていません。設備ごとに細かくチェックをしています。検査員の方々が、美味しく安全な水を届けるべく、日々たくさんの人々のために丁寧に管理をしています。しっかりと薬品で消毒をした水は、市町の配水池へと送られ、そこから各家庭へ供給されます。

日本の様に水道水を安心して飲める国は世界でもごくわずかです。実際に海外に行くと、飲食店に入っても、水が出てくるなんてまずありません。日本では当たり前でも、他の国にとってはもったいのほかの話です。時々、水道水を飲むことに抵抗を感じる人を目にします。日本の水道水は世界一美味しい水道水と言っても、決して過言ではありません。ですが、その水が蛇口をひねって出てくるには、たくさんの人の努力があったり、人生を変えた人もいるということを、決して忘れてはいけません。上流から下流。浄水場から手元へ届くまで、両手両足の指があっても足りない位の人々の想いが乗せられています。水道水が美味しい秘密は、これなのではないかと僕は思います。又、日常生活でもこれを心の片隅に残しておくだけで、水への印象が変わり、節水などへ繋がるのではないのでしょうか。水も限りある資源です。一人一人が水に対する意識を変え、誰もが暮らしやすい社会を作っていきたいと思いました。

[受賞作文のページへ](#)

## 問合せ

愛知県 振興部 土地水資源課  
企画・調整グループ  
電話：052-954-6118(ダイヤルイン)  
E-mail: tochimizu@pref.aichi.lg.jp

[一つ前のページに戻る](#) [このページのトップ](#)

[このホームページについて](#)

[個人情報の取扱い](#)

[免責事項・リンク](#)

[RSS配信](#)

 シェアする

 ツイート

 LINEで送る

[ソーシャルメディア一覧へ](#)

## 愛知県

県庁住所：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 [（県庁舎へのアクセスはこちら）](#)

代表電話：052-961-2111 [（県機関の連絡先はこちら）](#)

開庁時間：午前8時45分～午後5時30分（土日祝日・12月29日～1月3日を除く）※開庁時間の異なる組織、施設があります。

法人番号：1000020230006

Copyright (C) Aichi Prefecture. All rights reserved.

[ホーム](#) > [組織でさがす](#) > [土地水資源課](#) > 第40回「全日本中学生水の作文コンクール」愛知県表彰 優秀賞 『豊川の清掃活動から水について考える』

## 第40回「全日本中学生水の作文コンクール」愛知県表彰 優秀賞 『豊川の清掃活動から水について考える』

掲載日：2018年7月25日更

『豊川の清掃活動から水について考える』 豊橋市立章南中学校 3年 渡辺 風花（わたなべ ふうか）

「水は生物にとって一番大切な物なんだよ」この言葉は私の母方の祖母の口癖です。だから母の実家に行った時、この言葉を祖母から聞かない日はありません。

今年の正月、家族で母の実家を訪ねた時、祖母と久しぶりにお風呂に入り、口癖の理由を聞いてみました。すると祖母は私が知らなかった昔の事をいろいろ話してくれました。

母が小学校にあがった頃、以前より太ったことを気にした祖母は、ダイエットをしようとして水分をなるべく摂らないように心がけたそうです。すると1週間程経ったある朝、急に意識を失い病院に搬送されました。病名は脳梗塞でした。病院での対処が迅速・適切であったため後遺症も無く九死に一生を得た祖母は早く退院できたそうです。それ以来祖母は懲りて水分をこまめに摂るようになったそうです。だから私たちにも「水をこまめにとるようにしなさい」とよく言います。祖母はそんな命に関わる体験があったからこそ五体満足で生かされたことに感謝して、水がいかに生物にとって重要であるかを痛感し、水に感謝することを何かしようと考えました。

豊橋市の中心には豊川という一級河川が流れていて、その支流の清掃活動が定期的にボランティアによってなされていますが、祖母は元気を取り戻して以来その活動に必ず参加しています。私も物心が付いた頃より祖母に連れられて参加し10年程になります。清掃活動に参加してゴミを集めていて次第にわかってきたことがあります。ゴミは回収してもその量は一向に減ることなく、逆に毎年増える傾向にあります。ゴミを出すのは人間です。人間一人一人の意識を徹底的に改革しなくてはいくら清掃活動しても意味の無い事だと思ふようになってきました。それにはどうしたらいいのでしょうか？私は悩みぬいた末ある考えにたどり着いたのです。

今や街のあちこちで公共施設や事物に名前がついているように橋や堤防に命名権、宣伝広告を応募して、それで集まったお金で川の環境を守ってゆく費用を算出してみてもどうでしょうか？橋や堤防に宣伝広告を載せれば、そこを通りかけた運転手の目に留まり興味をひくものです。興味をひくということは川や水に対して無関心な人たちの意識改革に繋がってゆくのではないのでしょうか。

それともう一つ、川の環境を保つには支流・下流の清掃活動に限らず上流からきれいにしなければならぬと思います。なぜなら川は上流から下流に繋がっているからです。だから上流の森林保全も大切だと思うのです。

今年私は家族で豊川の源流である新城の山奥を訪れ、川の始まりを観察しておこうと思いました。そこでは昨年の長雨で一部の森林が崩れ山肌が露わになっている箇所がありました。それを見て「森林が破壊されれば、それ以下の水も汚すことになる」と思いました。

2024年から新たに森林環境税が導入され、毎年一人1,000円を支払うこととなります。私も森林保護に繋がるこの税の導入には反対はしませんが、その使い道として拡大解釈せず、ストレートに森林保護の目的に使用してもらうことを期待しています。

今や日本のきれいで豊かな水は世界から注目されていて、外国の資本が金に任せて水源を持つ森林を買いあさっています。このままでは日本の飲み水がピンチです。

3月ブラジルで第8回世界水フォーラムが開催され、約170か国35,000が参加し、世界中の人たちが飲料水や水の衛生について大きな関心を持っています。日本も、もっと水に対して危機感を持って接しなければ、いずれ安全できれいな水を手に入れられなくなるのではないのでしょうか。

一人一人の意識改革は小さなことから始まりますが、いずれ大河となり実を結ぶことを信じて清掃活動を続けていきたいと思います。

## 問合せ

愛知県 振興部 土地水資源課

企画・調整グループ

電話：052-954-6118(ダイヤルイン)

E-mail: [tochimizu@pref.aichi.lg.jp](mailto:tochimizu@pref.aichi.lg.jp)

[一つ前のページに戻る](#)

[このページのトップ](#)

[このホームページについて](#)

[個人情報の取扱い](#)

[免責事項・リンク](#)

[RSS配信](#)

 シェアする

 ツイート

 LINEで送る

[ソーシャルメディア一覧へ](#)

## 愛知県

県庁住所：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（[県庁舎へのアクセスはこちら](#)）

代表電話：052-961-2111（[県機関の連絡先はこちら](#)）

開庁時間：午前8時45分～午後5時30分（土日祝日・12月29日～1月3日を除く）※開庁時間の異なる組織、施設があります。

法人番号：1000020230006

Copyright (C) Aichi Prefecture. All rights reserved.

## 全日本中学生水の作文コンクール実績(愛知県分)

	応募状況								表彰数	
	応募 学校数	応募総数 編	性別		学年別				知事表彰 編	国の表彰 編
			男 名	女 名	1年 名	2年 名	3年 名	不明 名		
第1回 (昭和54年度)	12	349								入選 1
第2回 (昭和55年度)	16	113	30	83	46	22	35	最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 6 11	入選 2
第3回 (昭和56年度)	28	439	164	275	191	129	119	最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 18 23	入選 1
第4回 (昭和57年度)	26	335	127	208	78	166	91	最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 10 15	入選 1
第5回 (昭和58年度)	26	254	86	168	58	101	95	最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 6 11	入選 1
第6回 (昭和59年度)	31	598	217	381	288	121	189	最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 10 15	公団総裁賞 入選 1 1
第7回 (昭和60年度)	30	574	219	355	245	184	145	最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 10 15	入選 1
第8回 (昭和61年度)	30	320	112	208	112	123	85	最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 5 10	入選 1
第9回 (昭和62年度)	25	916	409	507	401	384	131	最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 5 10	入選 1
第10回 (昭和63年度)	25	704	291	413	239	150	315	最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 5 10	入選 1
第11回 (平成元年度)	50	1,232	503	729	501	403	328	最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 10 15	入選 2
第12回 (平成2年度)	52	1,148	518	630	440	400	308	最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 5 10	入選 1
第13回 (平成3年度)	35	734	346	388	270	206	258	最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 5 10	該当なし
第14回 (平成4年度)	36	383	135	248	139	143	101	最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 5 10	全日本中学校 長会会長賞 1
第15回 (平成5年度)	33	988	444	544	191	391	406	最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 5 10	該当なし

	応募状況								表彰数		
	応募 学校数	応募総数	性別		学年別				知事表彰	国の表彰	
			男	女	1年	2年	3年	不明			
第16回 (平成6年度)	35	883	358	525	259	390	234		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 5 10	入選 1
第17回 (平成7年度)	30	940	454	486	442	244	254		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 5 10	該当なし
第18回 (平成8年度)	28	300	124	176	97	155	48		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 4 9	入選 1
第19回 (平成9年度)	17	393	167	226	208	81	104		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 5 10	該当なし
第20回 (平成10年度)	25	347	139	208	166	79	102		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 5 10	該当なし
第21回 (平成11年度)	28	719	306	413	234	374	111		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 5 10	入選 1
第22回 (平成12年度)	15	330	189	141	137	50	143		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 5 10	該当なし
第23回 (平成13年度)	13	222	105	117	88	53	81		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 5 10	該当なし
第24回 (平成14年度)	10	238	128	110	74	87	77		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 6 11	入選 1
第25回 (平成15年度)	16	518	262	256	17	330	171		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 3 6 10	該当なし
第26回 (平成16年度)	10	371	198	173	37	127	177	30	最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 5 10	入選 2
第27回 (平成17年度)	13	430	-	-	178	144	104	4	最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 5 10	該当なし
第28回 (平成18年度)	13	385	-	-	49	188	148		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 5 10	該当なし
第29回 (平成19年度)	11	530	-	-	128	77	325		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 5 10	優秀賞(中央審査会特別賞) 1
第30回 (平成20年度)	12	833	-	-	348	189	294	2	最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 5 10	該当なし

	応 募 状 況		性 別				学 年 別				表 彰 数	
	応 募 学 校 数	応 募 総 数	性 別		学 年 別				知 事 表 彰	国 の 表 彰		
			男	女	1 年	2 年	3 年	不 明				
第31回 (平成21年度)	13	385	-	-	84	222	79		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 2 5 8	最優秀賞(国土 交通大臣賞) 1	
第32回 (平成22年度)	11	305	-	-	120	62	123		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 2 5 8	該当なし	
第33回 (平成23年度)	19	620	-	-	238	140	242		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 2 6 9	入選 1	
第34回 (平成24年度)	17	165	-	-	87	55	23		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 2 5 8	優秀賞(独立行政法 人水資源機構理事長 賞) 1 入選 1	
第35回 (平成25年度)	12	333	-	-	74	104	155		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 2 5 8	該当なし	
第36回 (平成26年度)	11	258	-	-	119	46	93		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 2 5 8	該当なし	
第37回 (平成27年度)	8	231	-	-	124	52	55		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 1 6	入選 2	
第38回 (平成28年度)	6	216	-	-	72	77	67		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 3 8	該当なし	
第39回 (平成29年度)	6	128	-	-	48	44	36		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 3 8	入選 2	
第40回 (平成30年度)	9	184	-	-	58	98	28		最優秀賞 優秀賞 入選 計	1 4 2 7	優秀賞(厚生労働大 臣賞) 1 優秀賞(全日本中学 校長会会長賞) 1	

## 家庭でできる簡単な節水方法

掲載日：2015年4月23日更

### 家庭でできる簡単な節水方法

現在、日本では、水道の蛇口をひねれば、簡単に水を手に入れることができます。そのため、私たちは、水は豊かにあると思いがちです。しかし、水は限りあるものであり、貴重な資源です。これからは、必要なだけを使うようにし、むだな使用はなくすように努めて、「節水型社会」をつくっていく必要があります。

いま一度、自分の生活を見直し、毎日の生活の中で水の使い方の工夫をしてみましょう。工夫の一例を紹介します。

#### 炊事後片付けの工夫

食器・フライパンは、油污れなどを新聞紙や布で落としてから水洗いをする、水を節約することができます。また、蛇口のごまめな開け閉めを心がけましょう。

#### 歯みがきのときは水を止める

30秒間水を出しっぱなしにすると、約6リットルもの水を使います。4人家族の朝晩の歯みがきで水を出しっぱなしにすると、1年間で500ミリリットルのペットボトル3万5040本もの水になります。

コップなら3杯程度ですみます。

#### 洗濯はお風呂の残り湯で

浴槽は小さなものでも200リットル。水温が高いので汚れ落ちも良くなります。また、洗濯だけでなく、ふき掃除や植木の水やり、まき水にも使いましょう。

#### 水洗トイレも節水できます

水洗トイレの洗浄レバーは、大きさを適切に使い分けることによって水を節約することができます。また、新築・改築時には節水型の機器を積極的に取り入れましょう。

#### 洗車はバケツで

バケツ洗いなら30リットル程度ですむ洗車も、流しっぱなしのホース洗いでは、240リットル以上の水を使ってしまう。

#### お米のとぎ汁は植木にまきましょう

栄養分があるので肥料になり、河川の汚れも防げます。

[土地水資源課のトップページへ](#)

## 問合せ

愛知県 振興部 土地水資源課  
企画・調整グループ  
電話：052-954-6118（ダイヤルイン）  
E-mail: tochimizu@pref.aichi.lg.jp

[一つ前のページに戻る](#) [このページのトップ](#)

[このホームページについて](#)

[個人情報の取扱い](#)

[免責事項・リンク](#)

[RSS配信](#)

 [シェアする](#)

 [ツイート](#)

 [LINEで送る](#)

[ソーシャルメディア一覧へ](#)

## 愛知県

県庁住所：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 [（県庁舎へのアクセスはこちら）](#)

代表電話：052-961-2111 [（県機関の連絡先はこちら）](#)

開庁時間：午前8時45分～午後5時30分（土日祝日・12月29日～1月3日を除く）※開庁時間の異なる組織、施設があります。

法人番号：1000020230006

Copyright (C) Aichi Prefecture. All rights reserved.



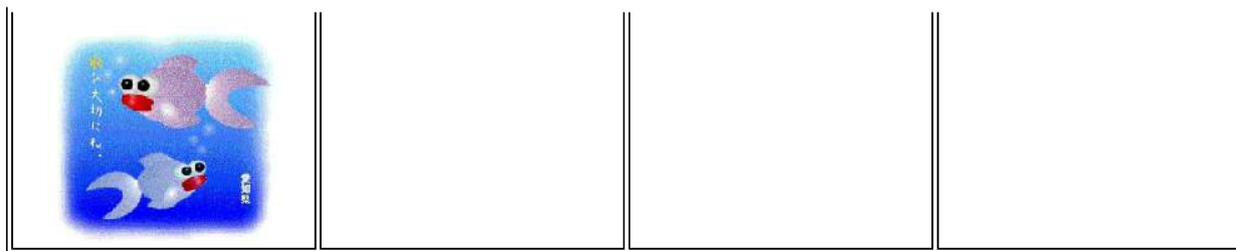


節水ステッカー一覽

水は限りある貴重な資源です。  
このステッカーは県民のみなさんに水を大切に使うために作成したものです。

昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
			
昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度
			
平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度
			
平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
			
平成10年度	平成11年度	平成13年度	平成14年度
			
平成15年度			

節水ステッカー一覧



## ◆ 工業用水施策のあらまし ◆

## 工業用水の使用合理化

水の使用合理化とは、水を使用して、ある仕事を行う場合、その使用量をその作業に適した必要最小限に抑える合理的な使用方法に改善することです。

“<sup>66</sup>なぜ使用合理化が必要なのでしょう。”<sup>99</sup>

**1. 地下水の保全に役立つからです。**

良質・安価で豊富な地下水は、重要な資源ですが、使いすぎてしまうと、地下水位の低下や地下水の塩水化、更には、地盤沈下等の障害が生じます。

**2. 水需給の安定化を図ることができるからです。**

新たな水資源開発が長期化、困難化する中、近年の降水状況のもとでは、しばしば節水が行われています。水は、有限で貴重な公共財という認識が必要です。

**3. 環境の保全に役立つからです。**

近年工場の排水規制は強化される傾向にあり、総量規制により汚濁負荷量の削減も求められています。よりよい環境の創出に努めることが必要となっています。

**4. 用排水コストの削減を図ることができるからです。**

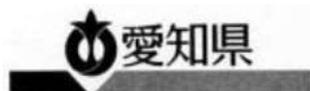
用水コストは無論のこと、都市部等では排水に対しかなり高額な下水道料金が必要となります。合理化による節水は、下水道料金の節約にもなります。

**< 1 > 工業用水関連融資制度**

愛知県、国等では、公害防止、省資源・省エネルギーを推進するため、工業用水が節水できる設備を設置されるみなさんに対して、特別利率の融資制度を設けております。

なお、ここで紹介しているのは融資の概略であり、詳細については各問合せ先へお尋ねください。

また、各融資制度の貸付限度額、利率、対象設備については、平成30年9月1日現在であり、改訂されることがありますので、ご承知おきください。



工業用水全般の効率的利用・・・工業用水道、地下水などの工業用水を節約、再利用できる設備に対する融資制度です。

資金名	限度額	期間・利率	受付期間	対象施設等	問合せ先	
経済環境適応資金 パワーアップ資金 [環境・省エネ]	1億5,000万円	5年以内 7年以内 10年以内 (据置1年以内)	年1.1%以内 年1.2%以内 年1.3%以内	常時	① 廃棄物、排水、副産物及び容器包装等のリサイクルを促進するための設備 ② 廃棄物又は排水の量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備	愛知県産業労働部中小企業金融課 融資グループ ☎ 052-954-6333
設備貸与制度	100万円～1億円	割賦の場合 5年又は7年 (返済は据置1年) リースの場合 3～7年	年1.21～2.28% 月額1.275% (7年) ～2.944% (3年)	4月～2月	県内に設置する新品の機械・設備等で付加価値及び経常利益の向上が一定以上見込めるもの ※商工会議所、商工会経由で申込の場合、金利が0.1% (年利) 程度優遇されます	公益財団法人あいち産業振興機構 経営支援部設備投資支援グループ ☎ 052-715-3067

工業用地下水の効率的利用・・・地下水の揚水量を削減することができる設備に対する融資制度です。

資金名	限度額	期間・利率	受付期間	対象施設等	問合せ先	
経済環境適応資金 パワーアップ資金 [環境・省エネ]	1億5,000万円	5年以内 7年以内 10年以内 (据置1年以内)	年1.1%以内 年1.2%以内 年1.3%以内 (別途利子補給有)	常時	地盤沈下防止関連施設 ・水源転換施設、水の循環施設、水の再生使用施設等	愛知県産業労働部中小企業金融課 融資グループ ☎ 052-954-6333 愛知県環境部環境政策課 ☎ 052-954-6209 各県民事務所・県民センター環境保全課

愛知県内市の優遇制度・・・水道施設、水路の新設・改修等の投資に対する優遇制度です。

条例等名	限度額	制度内容		問合せ先
春日井市商工業 振興条例施行規則 インフラ整備事業助成金	対象経費の50%以内 1,500万円/年 ※ア、イ、ウの合計	同規則の、工場・物流施設新増設事業助成金を伴うこと。 詳しくは下記リンクより <a href="http://www.city.kasugai.lg.jp/kigyo/koujobuturyu/kibantyosa.html">http://www.city.kasugai.lg.jp/kigyo/koujobuturyu/kibantyosa.html</a>	産業誘導ゾーン内で、投資額100万円以上となる次のインフラ整備を行うもの。 ア、道路の新設・改修 イ、水路の新設・改修 ウ、水道施設の設置	春日井市産業部企業活動支援課 ☎ 0568-85-6247
小牧市企業立地インフラ 整備支援補助金交付要綱	対象経費の2分の1以内 500万円	企業立地促進補助金、高度先端産業立地促進補助金又は、市内企業再投資促進補助金の交付対象となる事業を行う事業者であること。 詳しくは下記リンクより <a href="http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/jigyousha/kigyouriochi/16366.html">http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/jigyousha/kigyouriochi/16366.html</a>	工場等の新増設に伴う投資額100万円以上となる次のインフラ整備を行うもの ア、道路の新設・改修の工事 イ、水路の新設・改修の工事 ウ、水道施設の新設・改修の工事	小牧市地域活性化産業部企業立地推進課 企業立地係 ☎ 0568-76-1135

## ＜2＞工業用水使用合理化の相談・指導機関

工業用水の使用合理化を実施しようとする事業所のため、次の機関において相談・技術指導を行っていますのでご利用ください。

	名 称	所 在 地	電 話 番 号	
愛知県	産業労働部産業立地通商課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6342	
	あいち産業科学技術総合センター	産業技術センター	〒470-0356 豊田市八草町秋合 1267-1	0561-76-8301
		同 常滑窯業試験場	〒448-0013 刈谷市恩田町 1-157-1	0566-24-1841
		同 三河窯業試験場	〒479-0021 常滑市大曾町 4-50	0569-35-5151
		同 三河窯業試験場	〒447-0861 碧南市六軒町 2-15	0566-41-0410
		同 瀬戸窯業試験場	〒489-0965 瀬戸市南山口町 537	0561-21-2116
		食品工業技術センター	〒451-0083 名古屋市中区新福寺町 2-1-1	052-325-8095
		尾張繊維技術センター	〒491-0931 一宮市大和町馬引字宮浦 35	0586-45-7871
		三河繊維技術センター	〒443-0013 蒲郡市大塚町伊賀久保 109	0533-59-7146
公益財団法人 あいち産業振興機構	〒450-0002 名古屋市中村区名駅 4-4-38 ウィンクあいち 14 階	052-715-3067		
団 体	一般財団法人 造水促進センター 技術部	〒103-0003 東京都中央区日本橋横山町 4-5 福田ビル4 階	03-5644-7565	
	公益社団法人 日本技術士会 中部本部	〒450-0002 名古屋市中村区名駅 5-4-14 花車ビル北館 6 階	052-571-7801	

## ＜3＞工業用水道事業の概要

工業用水道は、工業用水道事業法に基づいて、工業用水道事業者が、その給水区域における需要者に供給するものです。工業用水道は上水道に比べるとその処理過程は簡単ですが、できるだけ良質の水が、供給できるよう努力が払われています。

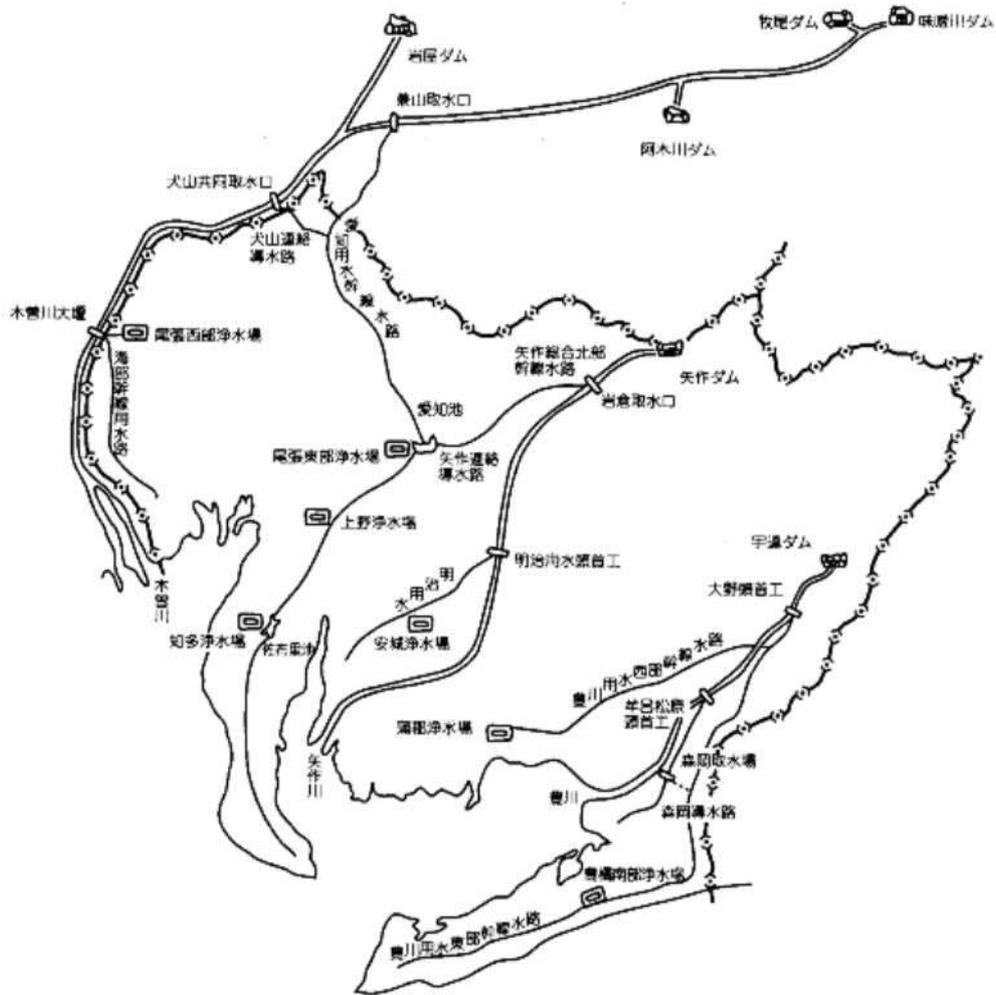
事業名	基本料金 (円/m <sup>3</sup> )	給水能力 (千m <sup>3</sup> /日)	給水区域	
県 営	尾張	30	150	一宮市、津島市、江南市、稲沢市、愛西市、清須市（旧清洲町の区域）、 弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村【8市2町1村】
	愛知用水	29.5	845.6	名古屋市（港区及び南区の一部）、豊田市（H17.3.31 における豊田市の 区域）、東海市、大府市、知多市、みよし市、阿久比町、東浦町 【6市2町】
	西三河	32	300	岡崎市の一部、半田市、碧南市、刈谷市、豊田市（H17.3.31 における 豊田市の区域）、安城市、西尾市（H23.3.31 における西尾市及び旧吉良 町の区域）、高浜市、みよし市、東浦町、武豊町、幸田町 【9市3町】
	東三河	32	118	豊橋市、豊川市（旧御津町の区域）、蒲郡市、田原市（旧田原町の区域） 【4市】
	小計	—	1,413.6	計25市、6町、1村（内2市、1町は重複区域）
市 営	名古屋市	25.5	97	名古屋市（中村区、熱田区、〔北区、西区、瑞穂区、中川区、港区、南区〕 の一部）
	新城市	36	3.5	新城市
合 計	—	1,514.1		

ただし、料金には消費税、地方消費税が加算されます。

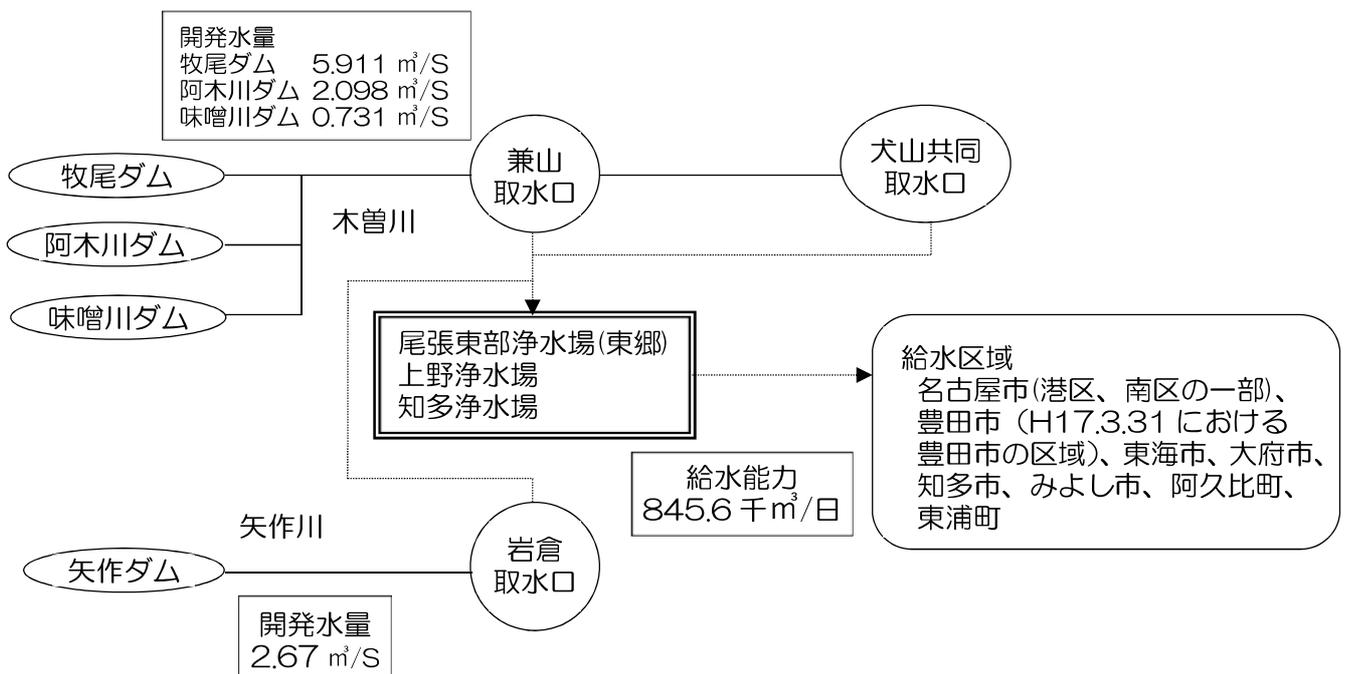
### ＜工業用水についての担当窓口一覧＞

事業別	名 称	所 在 地	電 話 番 号
県営工業用水道事業共通	企業庁水道部水道事業課 工水維持グループ	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6685
名古屋市工業用水道事業	名古屋市上下水道局技術本部 施設部施設管理課	〒460-0012 名古屋市中区千代田 1-1-12	052-269-9903
新城市工業用水道事業	新城市上下水道部経営課	〒441-1392 新城市字東入船 115	0536-23-7645

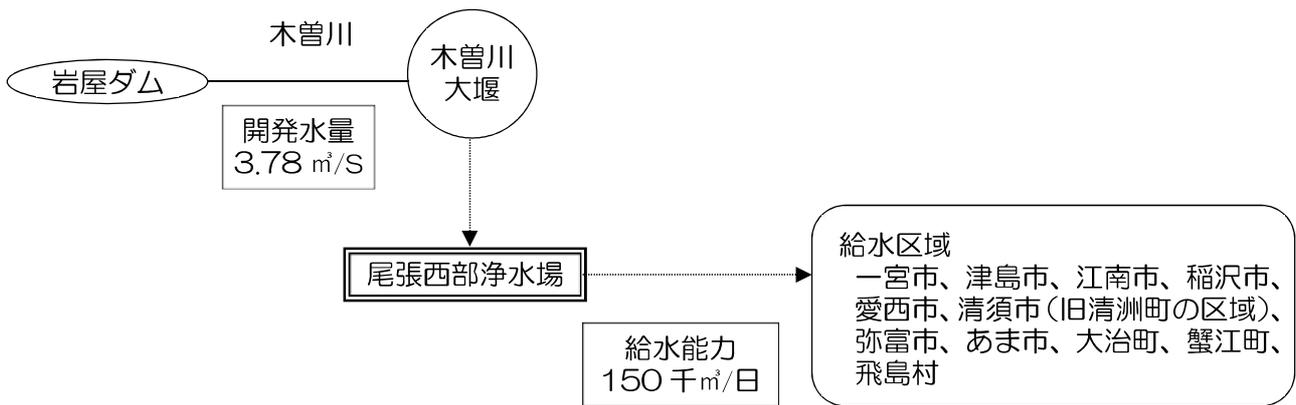
# 参考1 県営工業用水道事業別水利系統図



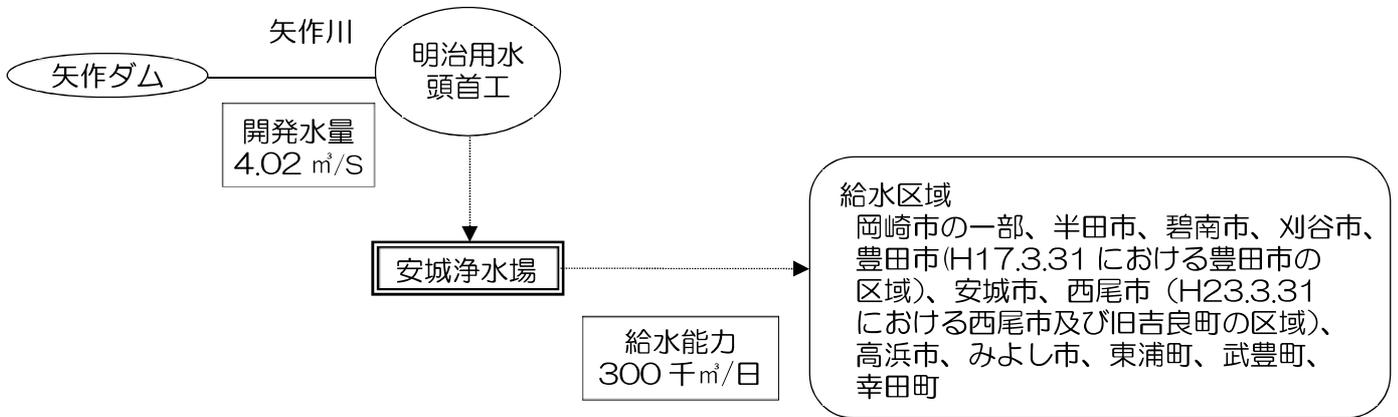
## 愛知用水工業用水道事業



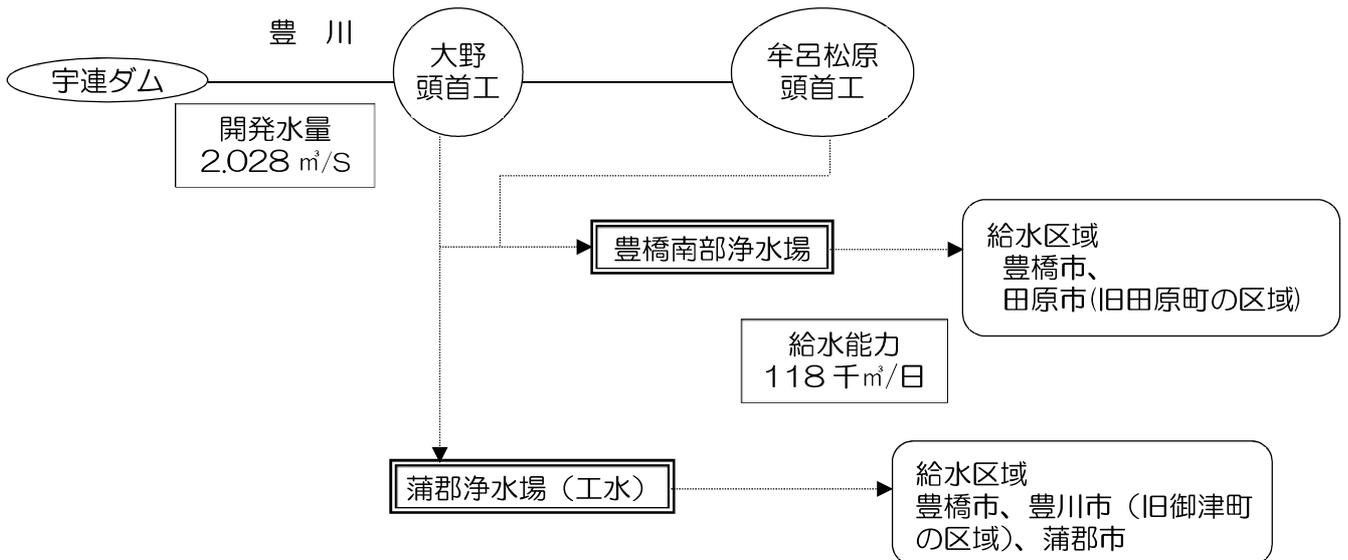
### 尾張工業用水道事業



### 西三河工業用水道事業



### 東三河工業用水道事業



## 参考2 愛知県内の揚水規制と揚水量の経年変化

### ○ 工業用水法



### ○ 条例



### ○ 水量測定器設置と揚水量報告が義務づけられている区域（51市町村）



## 地下水揚水規制の概要

	工業用水法		県民の生活環境の保全等に関する条例		市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	
経過	S35.6.17 S59.7.5	名古屋地域揚水規制 尾張地域揚水規制	S49.9.30 S51.4.1	揚水規制 区域拡大	S49.11.16	揚水規制
規制地域	名古屋地域 名古屋市南区の一部、港区の一部 尾張地域 一宮市始め尾張 11 市町村		第一規制区域... 稲沢市以南 第二規制区域... 一宮市等 第三規制区域... 春日井市等		名古屋市全域	
規制対象用途	工業用		家事用を除く全用途 ただし、工業用水法適用のものは除く		(左に同じ)	
許可基準	名古屋地域					
	地 域	揚水機の吐出口の断面積 (cm <sup>2</sup> )				
	南区、港区 (堀川以西の地域及び潮見町を除く。)	46 以下 46 を超えるもの	80 以深 300 //	(1) ストレーナーの位置 地表面下 10m 以浅であること (2) 揚水機の吐出口の断面積 19 cm <sup>2</sup> 以下であること (3) 揚水機の原動機の定格出力 2.2kW 以下であること (4) 1 日当たりの事業所総揚水量 350 m <sup>3</sup> 以下であること	(左に同じ)	
	上に挙げる地域以外の地域	46 以下 46 を超えるもの	90 以深 180 //			
	尾張地域 (1) ストレーナーの位置 地表面下 10m 以浅又は 2,000 m 以深であること (2) 揚水機の吐出口の断面積 19 cm <sup>2</sup> (直径 4.91cm) 以下であること					
その他	許可井戸の使用者は、井戸使用状況報告の義務		揚水機の吐出口の断面積 (2 つ以上の揚水設備がある場合はその合計) が 19 cm <sup>2</sup> を超えるものは、水量測定器設置、揚水量報告義務		(左に同じ) 揚水設備以外の設備 (断面積が 6 cm <sup>2</sup> 以下のもの) のうち家事用のもの以外の設置届出・揚水量報告義務 地下掘削工事の届出及びその際の地下水のゆう出量の報告義務	

### 問 合 せ 先

地下水採取に関する規制、水量測定器の設置、融資制度についての問合せ、ご相談は、下記の機関で取扱っています。

1) 工業用水法尾張地域及び県民の生活環境の保全等に関する条例

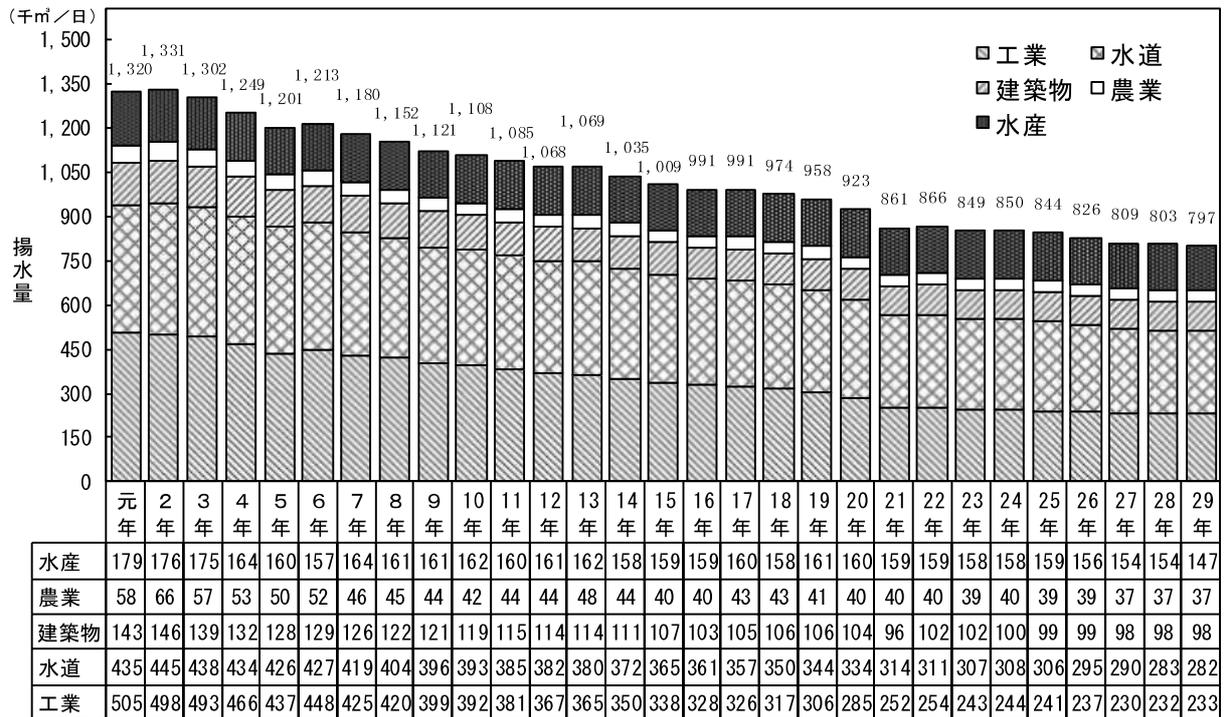
所轄の県民事務所等環境保全課

愛知県環境部水大気環境課生活環境地盤対策室 TEL (052) 954-6224

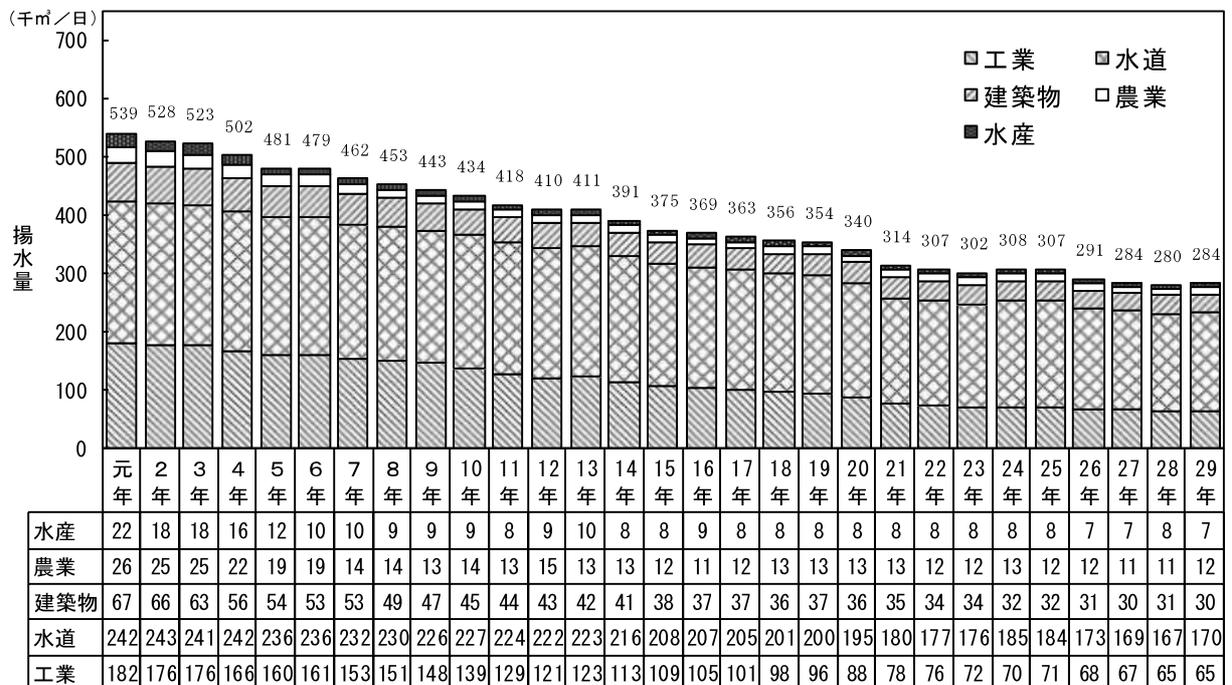
2) 工業用水法名古屋地域及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

名古屋市環境局地域環境対策課 TEL (052) 972-2675

## 愛知県の地下水総揚水量



## 尾張地域地下水総揚水量



(注) 工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の規制区域 19 市町村。

資料：県環境部

# 参考3 工場・事業場に対する排水規制等について

## 1 排水規制の概要

水質汚濁防止法（以下、「法」という。）により、汚水又は廃液を排出する施設として種々の特定施設が定められています。特定施設を設置する製造業、サービス業等の工場・事業場（特定事業場）からの排水には、濃度規制と総量規制が適用されており、その概要は表1のとおりです。

濃度規制としては、pH、BOD等の生活環境項目及びカドミウム、トリクロロエチレン等の有害物質に係るものがあり、全国一律に基準が定められています。

さらに本県では、水質保全を一層推進するため、条例により全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めています。

また、総量規制としては、COD、窒素及びりんが規制項目として定められています。

表1 愛知県における排水規制等の概要

		物質又は項目名	規制時期	根 拠	排水基準適用対象
濃 度 規 制	生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、油分(動植物性、鉱油)、フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、大腸菌群数	S46.6.24 S47.4.1	水質汚濁防止法 上乗せ条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>日平均排水量(以下同じ)50 m<sup>3</sup>以上排出する特定事業場</li> <li>50 m<sup>3</sup>未満の特定事業場を含む(水域、業種等により対象規模等が異なる)</li> </ul>
		窒素、りん	S60.7.15 H5.10.1	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の湖沼及びその流入河川に50 m<sup>3</sup>以上排出する特定事業場*</li> <li>伊勢湾及びその流入河川に50 m<sup>3</sup>以上排出する特定事業場(*を除く)</li> </ul>
	健康項目	カドミウム、鉛、シアン、有機りん、六価クロム、ヒ素、水銀、アルキル水銀(以上化合物を含む)、PCB	S46.6.24	水質汚濁防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての特定事業場(上乗せ条例により一部地域でシアンを規制している。)</li> </ul>
		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	H1.10.1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
		1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、シクロロメタン他10物質	H6.2.1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
		ほう素、ふっ素、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物	H13.7.1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	総量規制	COD	S55.7.1	水質汚濁防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊勢湾及びその流入河川に50 m<sup>3</sup>以上排出する特定事業場</li> </ul>
		窒素、りん	H14.10.1	水質汚濁防止法	
	指導値	COD	S56.7.1	小規模事業場等 排水対策指導要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>総量規制基準適用外事業場のうち一定の排水量以上の工場等(特定事業場以外を含む)</li> </ul>
		窒素、りん	H15.10.1		

(注) 上乗せ条例：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例

資料：県環境部

## 2 伊勢湾の水質浄化に対する取り組み

閉鎖性水域である伊勢湾の水質改善を図るため、昭和 55 年から有機汚濁物質の指標である COD と、平成 14 年から富栄養化の原因物質である窒素及びりんについて、国が定めた総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を推進しており、平成 29 年には第 8 次の計画を策定しています。

また、総量規制基準が適用されない小規模事業場に対しては、小規模事業場等排水対策指導要領を定め、COD、窒素及びりんについて汚濁負荷量の削減を指導しています。

表2 総量削減計画の経緯

		総量削減計画 策定年月	目標年度	削減目標	削減目標量	実績負荷量
				計画策定時 の実績		
第1次	COD	昭和55年4月	昭和59年度	172 t/日	163 t/日	163 t/日
第2次	COD	昭和62年5月	平成元年度	163 t/日	153 t/日	153 t/日
第3次	COD	平成3年3月	平成6年度	153 t/日	142 t/日	136 t/日
第4次	COD	平成8年7月	平成11年度	136 t/日	127 t/日	122 t/日
第5次	COD	平成14年7月	平成16年度	122 t/日	110 t/日	104 t/日
	窒素			78 t/日	73 t/日	70 t/日
	りん			8.7 t/日	7.6 t/日	6.1 t/日
第6次	COD	平成19年6月	平成21年度	104 t/日	93 t/日	90 t/日
	窒素			70 t/日	66 t/日	63 t/日
	りん			6.1 t/日	5.4 t/日	5.0 t/日
第7次	COD	平成24年2月	平成26年度	90 t/日	82 t/日	79 t/日
	窒素			63 t/日	62 t/日	58 t/日
	りん			5.0 t/日	4.9 t/日	4.6 t/日
第8次	COD	平成29年6月	平成31年度	79 t/日	74 t/日	—
	窒素			58 t/日	57 t/日	—
	りん			4.6 t/日	4.4 t/日	—

資料：県環境部

総量規制基準は、事業所を 215 種の業種その他の区分に分類し、その区分ごとに定められた化学的酸素要求量 (COD)、窒素含有量及びりん含有量の値 (C 値) と、特定排水の最大排水量によって以下のとおり算定されます。

- 1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、次に掲げる算式により算定した汚濁負荷量となります。

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

この式において、L、C及びQは、それぞれ次の値を表したものとします。

- |   |   |   |
|---|---|---|
| { | L | 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)  |
|   | C | 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値 (該当告示※の別表第3欄(1)に掲げる値) (mg/l) |
|   | Q | 特定排水の量 (m <sup>3</sup> /日)  |